

88	建設局	低地河川の高潮・地震対策		
事業概要	東部低地帯において、伊勢湾台風級の高潮による水害から都民を守るため、高潮防御施設の整備を進めるとともに、大規模地震による水害の発生に備え、堤防や水門等の耐震対策を実施する。 また、ＩＣＴ(情報通信技術)を活用した遠隔監視・制御方式による水門管理システムの運用により、効率的・効果的な水門管理を実施する。			
これまでの経過	昭和 9 年 昭和 38 年 昭和 46 年 昭和 60 年 平成 9 年 平成 20 年 平成 23 年 平成 24 年 令和 3 年	総合高潮防御計画策定、翌年より事業開始 伊勢湾台風級の高潮に対処するため、既定計画を改定・増補し、現在の高潮対策事業を開始 江東内部河川整備事業開始 スーパー堤防整備事業（隅田川）開始 耐震対策事業開始 外郭堤防の耐震強化概成 水門管理システムの運用開始 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定 「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定 「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を策定		
現在の進行状況	・高潮防潮堤や堤防・護岸等の整備状況			
	事業内容	令和 4 年度まで実施		令和 5 年度見込
	高潮防御施設の整備	159.8 k m		0.0 k m
	江東内部河川の整備	40.7 k m		0.2 k m
	隅田川のテラス整備	46.9 k m		0.1 k m
	堤防の耐震対策	68.3 k m		3.7 k m
今後の見通し	・令和 3 年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、堤防や水門などの耐震、耐水対策を着実かつ重点的に実施していく。 ・地震に対する安全性と河川環境の向上を図るため、沿川のまちづくりなどと一体的にスーパー堤防の整備を推進していく。 ・令和 5 年度に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を踏まえ、各河川に最適な整備手法等を定める「河川における高潮対策整備方針（仮称）」を令和 6 年度に策定し、嵩上げ等の整備を推進していく。			
問合せ先	建設局 河川部 計画課		電 話	03-5320-5411